

官

報 號 外

明治四十一年三月二十日 金曜日

印 刷 局

○第二十四回 帝國議會衆議院議事速記録第十七號

明治四十一年三月十九日(木曜日)午後一時九分開議

議事日程 第十六號 明治四十一年三月十九日

午後一時開議

第一 官吏恩給法中改正法律案(政府提出)

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 肥料取締法改正法律案(政府提出)

明治三十九年度豫備金支出ノ件

及豫算外支出ノ件

明治三十九年度豫備金外ニ於テ豫算超過

明治三十九年度豫備金支出ノ件

明治三十九年度豫備金外ニ於テ豫算超過

明治三十九年度豫備金支出ノ件

第一讀會

第一讀會ノ續(委員長)

(委員長報告)

○議長(杉田定一君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス
(書記朗讀)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

東洋拓殖株式會社法案

一貴族院ヨリ送付セラレタル政府提出案左ノ如シ

北海道國有未開地處分法改正法律案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

商工事務官設置ニ關スル建議案

提出者 福島 宜三君

大戸 復二郎君

横田 虎彦君

一森茂生君ヨリ行賞遺漏ニ關スル質問趣意書ヲ提出セラレタリ

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノタメ茲ニ掲載ス)

行賞遺漏ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

明治四十一年三月十九日

提出者 森 茂生君

賛成者 松浦 五兵衛君

外三十四人

三十七八年戰役中全國多數ノ僧侶ハ戰役者ノアル毎三寒暑ヲ意トセス遠近ヲ事

トセス常ニ自ラ進テ其弔祭ニ參加シ以テ其遺族ヲ慰籍スルト共ニ閭巷ノ志氣ヲ作興

シ殊ニ其或ルモノニ至テハ親シク彈雨ノ間ニ馳騒シテ屢戰將士ヲ慰安シ其戰捷ニ

寄與シタルノ效誠ニ沒スヘカラサルモノト信ス然ルニ今ヤ戰後ノ行賞既ニ完了セントシ

テ未タ此方面ニ及ヒシラ開カス固ヨリ榮典ノ授與ハ大權ノ發動ニ屬シ吾輩議員ノ容
院ヲ許サスト雖モ政府ハ政府ノ責任トシテ之レニ關シテ如何ナル方針ヲ取り若クハ取
ラントスルカ政テ明瞭ナル答辯ヲ望ム

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一委員長及理事左ノ通り當選セフレタリ
補闕選舉ニ關シ調査ノ件委員會

委員長 須賀 勝君 理事 木下 謙次郎君
選舉權擴張ニ關スル建議案委員會

委員長 元田 玄君 理事 松浦 五兵衛君
肥料取締法改正法律案委員會

委員長 多田 作兵衛君 理事 尾見 濱五郎君
町村合併ニ關スル建議案委員會

委員長 楠 幸三郎君 理事 淺野 陽吉君
狩獵免許稅減額ニ關スル建議案

委員長 中西 光三郎君 理事 松井 源内君
天鹽北見鐵道速成ニ關スル建議案

委員長 首藤 陸三君 理事 尾見 濱五郎君
河上 英君

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、山田省二
郎君病氣ノタメ十七日ヨリ十日間請暇ノ願出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御詰リ申スコトガアリマス、山田省二
郎君病氣ノタメ十七日ヨリ十日間請暇ノ願出ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、該委員ハ議長指名ニ付キ補缺トシテ
石田孝吉君ヲ指名致シマス——請願委員第四分科會ヲ午後一時ヨリ開會致度段古
賀庸藏君ヨリ請求ガアリマス、許可シテ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス——體育ニ關スル建議案委員會ヲ
一時ヨリ開會シタイト云フ請求ガ神崎東藏君ヨリ出テ居リマス、許可シテ御異議アリマ
セヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス——鑛煙毒豫防ニ關スル建議案、審
查ノ都合上午後ニ會議ヲ開キタイト云ウ吉植庄一郎君カラ請求ガアリマス、許可シテ
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス、天鹽北見鐵道速成ニ關スル建議案
委員會ヲ同委員長ヨリ是ヨリ開會シタイト云フ請求ガアリマス、許可シテ御異議アリマ
セヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ナイト認メマス——森茂生君ノ質問演説
タカラ、茲ニ其理由ヲ開陳シヤウト思ヒマス、私ノ質問セントスル事柄ハ、其性質ガ聊カ
重大デアリマシテ、畏レ多クモ大權ノ發動ニ關係シテ居リマスカラ、諸君ニ於テモ特ニ御清
ナサイトモ限リマセヌノデ、御亘ニ餘程ノ心配ヲ致シタノアリマス、然ルニ幸ヒニモ我忠
勇ナル將士ノ努力ニ據リマシテ世界ノ大國ニ打勝チ名譽アル大勝ヲ博シ、ソレガタメニ
世界一等國ノ班ニ列スルヲ得テ、列國ヲシテ此光榮アル地位ヲ承認セシムルニ至ツタノ
ハ、國家ノタメニ慶賀シテ措カザルトコロニアリマス、諸君、私ハ此名譽アル勝利ト光榮
アル所以ヲ顧ミマシテ、其之ヲ致サシメタコロノ文武官ヲ初シテ、吾々議員ニ至ルマツクレヘ
苟モ遺漏ナカラニコトヲ期待シツ、アツタノアリマス、而シテ其行賞ハ既ニ著ケタシテ發
表セラレ、其結果ヨリシテ之ヲ見マスルニ當局ノ奏請が其宜シキヲ得マシテ、歷戰將士ハ
勿論、軍國ノ事ニ與カリマシタコロノ文武官ヲ初シテ、吾々議員ニ至ルマツクレヘ
行賞ノ恩典ニ浴シマシタノミナラズ、赤十字社其他國民後援會等ノモテ、均シク行
賞ノ恩命ヲ承ケタノアリマス、然ルニ私が遺憾ニ存ジマスルノハ、戰後ノ行賞が既ニ完
了セントシテ、此戰爭期間内外士氣ノ作興ニ與シテ力アリシトコロノ全國多數ノ僧侶
ガ未ダ其恩典ニ與ラナイコトアリマス、諸君、御承知ノ如ク國教主義ノ國ニ在リマシ
テハ戰時僧侶ニ將官相當ノ待遇ヲ與ヘテ、軍隊ニ參加セシメマス、是ハ勿論消極的ナ
ル慰安ト云フノデナク、積極的ニ士氣ヲ鼓舞スルガタメアシテ是等ノ僧侶ハ十字架ヲ
捧げテ陣頭ニ立チ、軍隊ト同シ行動ヲ執リマスガ、其一旦戰終シテ後功ヲ論シ賞ヲ行フ
ニ當シテハ、國家ハヤハリ將官同様ノ待遇ヲ與ヘル事アリマス、我邦ハ是ト聊カ事情ヲ異
ニシテ自由信教主義ヲ採ダテ、國教ト云フ限定シタモノガアリマセヌ、從軍僧侶ノ如キ
モ、所謂從軍布教ノ名ノ下ニ、任意ノ從軍ヲ許可スト云フニ過ギマセヌガ、然レドモ此
從軍僧侶モ御承知ノ如ク戰歿者ノアリマス毎ニ、篤志ヲ以テ其弔祭ニ赴キ、酷
暑ノ暑サモ厭ハズ極寒ノ寒サモ怖レズニ、常ニ其式ヲ盛シシテ其遺族ヲ慰藉スルト共ニ、
將ニ征途ニ上ランタル者ヲ慰蓄セシメ、士氣ヲ作興シタコロハ實ニ偉大ナルモノガアッ
タト信シマス、ノミナラズ是等盛シナル弔祭ハ悉ク出征者ノ家族ニ依シテ、戰地ニアル
ケル僧侶ト毫モ異シタコロハナインテアリマス、是ハ從軍僧侶ノコトアリマスガ、内地ニ
在ルトコロノ僧侶モ御承知ノ如ク戰歿者ノアリマス毎ニ、篤志ヲ以テ其弔祭ニ赴キ、酷
意ノ行爲タルニ過ギマセヌガ、而モ其事柄タル愛國ノ誠意ニ出タモノアリマシテ、其結
果タルヤ即チ力ヲ國家ニ致シタノアリマスガ、故ニ國家モ亦當然之ニ報ニルトコロガナ
クテハナラヌト思フノアリマス、諸君申スマテモナク戰ニ勝シト云フコトハ、必シモ敵ニ

向テ鐵砲ヲ打ツト云フコトノミテハ出來ル事柄アリマセヌ、故ニ一發ノ戰九ノ發射シ

ナイトコロノ内地ノ文官モ、其功ヲ論ゼラレテ、行賞ノ典ニ與シタ所アルノデアリマス、又官命ニ依ルノミテ出來タ結果アモアリマセヌ、故ニ赤十字社員カラ國民後援會等ノ

私設ノ公共團體員が同ジク功ヲ論ゼラレテ、行賞ノ典ニ與シタ次第アリマス、既ニ戰闘員以外、官命ニ依ル者以外ニ於テモ、其功ヲ論シテ之ニ賞ヲ行フトシマスレバ、均シ

ク軍國ノコトニ盡シタコロノ僧侶ニ及ブハ蓋シ當然ノ順序アルト信シマス、諸君言フマデモナク榮典ノ授與ハ大權ノ發動ニ依ルコトアリマス、既ニ戰

ルノデアルカ、國家ノ將來ヲ慮テ敢テ此質問ヲナシタ次第アルノデアリマス

○議長(杉田定一君) 御詔り申シマストガアリマス、吾輩議員ノ彼此容啄スベキ限

セヌカ
議案ノ委員會ヲ委員長ヨリ是ヨリ開會シタイト請求ガアリマス、許可シテ御異議アリマ

「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、鑛業獎勵ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開會シタイト云フ請求ガ、委員長ヨリアリマシタガ、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、御詔り申シマストガアリマス、昨日提出ニナリマシク東洋拓殖株式會社法案ハ、既ニ諸君ノ御手許ニ配付ニナシテ居ル筈ニアリマスルガ、又過刻貴族院ヨリ送付ニナリシ北海道國有未開地處分法改正法律案ハ、未ダ配付ニナシテ居リマセヌケレドモ、政府案ヲ委員ニ付託セネバナリマセヌノデアリマス、就テハ會期切迫ノ折柄アリマスデ、此際議事日程ヲ變更シテ兩案ノ第一讀會ヲ開キ、委員付託ノ手續ヲ致シタイトイ思ヒマスガ、御異議アリマセヌカ

「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、就キマシテ、先づ第一ニ東洋拓殖株式會社法案ヲ議題ト致シマス

東洋拓殖株式會社法案(政府提出)

第一讀會

東洋拓殖株式會社法案

第一章 總則

第一條 東洋拓殖株式會社ハ韓國ニ於テ拓殖事業ヲ營ムコトヲ目的トスル

株式會社トシ其ノ本店ヲ韓國ニ置ク
第二條 東洋拓殖株式會社ノ資本ハ一千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之

ヲ增加スルコトヲ得

第三條 東洋拓殖株式會社ノ株式ハ總テ記名式トレ日韓兩國人ニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 東洋拓殖株式會社ノ資本増加ハ株金全額ノ拂込アルコトヲ要セス
第五條 東洋拓殖株式會社ノ存立時期ハ設立登記ノ日ヨリ百年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

第六條 東洋拓殖株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ支店又ハ出張所ヲ東京其ノ他ノ地ニ置ク

第二章 役員

第七條 東洋拓殖株式會社ニ總裁一人、副總裁二人、理事四人以上、監事二人以上ヲ置ク

第八條 總裁ハ東洋拓殖株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ分掌ス
監事ハ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監査ス

第九條 總裁ハ日本人トシ政府之ヲ命ス
副總裁ハ一人ハ日本人トシ一人ハ韓國人トス

理事及監事ハ其ノ員數ノ少ナクトモ三分ノ二ハ日本人トシ其ノ他ハ韓國人トス

副總裁及理事中日本人ハ政府之ヲ命シ韓國人ハ韓國政府之ヲ命ス但シ理事ノ任命ニ付テハ株主總會ヲシテ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ各二倍ノ候補者ヲ選舉セシム

監事ハ株主總會ニ於テ二十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選舉ス
總裁、副總裁及理事ノ任期ハ五年トシ監事ノ任期ハ一年トス

第十條 總裁、副總裁及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ政府ノ許可ヲ受ケルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 東洋拓殖株式會社ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス
農業 拓殖ノ爲必要ナル土地ノ賣買及貸借
拓殖ノ爲必要ナル土地ノ經營及管理

第十二條 東洋拓殖株式會社ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス
農業 移住民及韓國農業者ニ對シ種苗、肥料其ノ他產業用原料ノ供給
移住民及韓國農業者ニ對シ家築材料及產業用ノ器具、機械、舟車及獸畜ノ供給

第十三條 第十一條第九號ノ資金供給ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フヘシ
第一項 韓國ニ於テ左ノ附帶事業ヲ營ムコトヲ得

第二項 移住民及韓國農業者ニ對シ十五年以内ノ年賦償還ノ方法ニ依ル韓國ニ於ケル不動產ニ擔保トスル貸付

第三項 移住民及韓國農業者ニ對シ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依リ韓國ニ於ケル不動產ヲ擔保トスル貸付

第四項 其ノ他拓殖上必要ナリト認ムル事業

第五項 第十一條第九號ノ資金供給ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フヘシ
第一項 韓國ニ於テ左ノ附帶事業ヲ營ムコトヲ得

第二項 移住民及韓國農業者ニ對シ十五年以内ノ年賦償還ノ方法ニ依ル韓國ニ於ケル不動產ニ擔保トスル貸付

第三項 移住民及韓國農業者ニ對シ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依リ韓國ニ於ケル不動產ヲ擔保トスル貸付

四 移住民及韓國農業者ニ對シ其ノ生産又ハ獲得シタル物品ヲ擔保トスル貸付

五 韓國ニ於ケル不動產ヲ擔保トスル三年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル
前項第一號ノ貸付ニ於テハ豫メ其ノ方法及條件ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 第一項第二號乃至第五號ノ貸付金總額ハ拂込資本額及社債未償還額ノ合計ノ五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十四條 不動產又ハ動產ヲ擔保トスル貸付金額ハ東洋拓殖株式會社ニ於テ鑑定シタル價格ノ三分ノ二以内トス但シ前條第一項第一號ノ貸付ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 不動產ヲ擔保トスル貸付ニ付テハ第一順位ノ擔保ナルコトヲ要ス

第十六條 貸付金ノ年賦償還ニ付テハ五年以内ノ据置年限ヲ定ムヘン

第十七條 年賦金ハ元金ト利子トヲ併セテ之ヲ計算シ各年ヲ通シテ一定平年ノ償還額ヲ定ムヘシ但シ据置年限間ノ利子ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 年賦償還ノ方法ヲ以テ借入ヲ爲シタル債務者ハ償還期限前ニ借用金ノ全部又ハ一部ヲ償還スルコトヲ得

第十九條 左ノ場合ニ於テハ償還期限前ト雖貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

一 債務者カ貸付ノ目的ニ反シテ貸付金ヲ使用シタルトキ

二 債務者カ年賦金ノ拂込ヲ遲延シ催告ヲ受クルモ尙拂込ヲ爲ササルト

三 擔保タル不動產ノ全部又ハ一部カ公用ノ爲收用セラルトキ但シ債務者ニ於テ收用補償金ヲ供託シ又ハ相當ノ不動產ヲ以テ増擔保トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項第三號ノ場合ニ於テ其ノ收用カ一部ニ止マルトキハ償還ノ要求モ其ノ割合ニ應スヘキモノトス

第二十條 擔保物ノ價格減少シ貸付金償還殘額ニ對シ第十四條ノ割合ニ不足ヲ生シタルトキハ增擔保ヲ要求シ又ハ其ノ不足ニ相當スル貸付金額ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第二十一條 營業上ノ餘裕金ハ一時國債證券ヲ買入レ又ハ政府ノ指定シタル銀行ニ預ケ金ヲ爲スノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第二十二條 東洋拓殖株式會社ハ營業上必要アルトキハ政府ノ認可ヲ受ケ借入金ヲ爲スコトヲ得

第四章 東洋拓殖債券

第二十三條 東洋拓殖株式會社ハ拂込資本額ノ十倍ヲ限り東洋拓殖債券ヲ發行スルコトヲ得

東洋拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第百九十九條ノ規定ヲ適用セ

第二十四條 東洋拓殖債券ヲ發行セムトスル場合ニ於テハ毎回其ノ金額、條件并發行及償還ノ方法ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條 東洋拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テハ數回ニ分チ拂込ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十六條 東洋拓殖債券ハ全額拂込ノ後ハ無記名式トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ因リ記名式ト爲スコトヲ得

第二十七條 東洋拓殖債券ノ所有者ハ東洋拓殖株式會社ノ財產ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第二十八條 東洋拓殖株式會社ハ社債借換ノ爲一時第二十三條ノ制限ニ依ラス東洋拓殖債券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ發行後一日以内ニ其ノ社債總額ニ相當スル舊東洋拓殖債券ヲ償還スヘシ

第二十九條 東洋拓殖債券ノ据置年限ハ五年以内トシ其ノ償還期限ハ三十年以内トス

第三十條 東洋拓殖株式會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ東洋拓殖債券ノ買入消却ヲ爲スコトヲ得

第五章 準備金

第三十一條 東洋拓殖株式會社ハ每營業期ニ準備金トレテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ッヘレ

第六章 政府ノ監督及補助

第三十二條 政府ハ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス

第三十三條 政府ハ東洋拓殖株式會社監理官ヲ置キ韓國政府ノ任命シタル監理官ト共同シテ東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監視セシム

東洋拓殖株式會社監理官ハ何時ニテモ東洋拓殖株式會社ノ金庫帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

東洋拓殖株式會社監理官ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ東洋拓殖株式會社ニ命シテ營業上諸般ノ計算及景況ヲ報告セシムルコトヲ得

東洋拓殖株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十四條 政府ハ東洋拓殖株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第三十五條 東洋拓殖株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルモノト認ムルトキハ政府ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解職スルコトヲ得東洋拓殖株式會社ノ役員ニ於テ監督官廳ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキ亦同シ

第三十六條 東洋拓殖株式會社ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非サレハ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第三十七條 東洋拓殖株式會社ニ於テ移住規則其ノ他ノ規定ヲ定ムルトキハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第三十八條 東洋拓殖株式會社ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトキハ更ニ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第三十九條 政府ハ東洋拓殖株式會社ニ對シ設立登記ノ日ヨリ起算シ八年

間ヲ限り毎年金三十萬圓ヲ毎營業期ニ割當テ補給スヘシ但シ每營業期ニ於ケル利益配當カ拂込資本額ニ對シ年八分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル金額ヲ補給金ノ内ヨリ控除ス

第四十條 利益配當カ拂込資本額ニ對シ年一割ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ先づ之ヲ前條補給金ノ償還ニ充ツヘレシ前項ノ償還ヲ終ヘタルトキハ該超過金額ハ其ノ半額ヲ特別積立金トスヘ

第七章 罰則

第四十一條 東洋拓殖株式會社ニ於テ左ノ事犯アルトキハ總裁若ハ總裁ノ職務ヲ行ヒ又ハ代理スル副總裁ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス其ノ犯副總裁又ハ理事ノ分擔業務ニ係ルトキハ副總裁又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同シ

一本法ニ於テ政府ノ認可ヲ受クヘキ場合ニ其ノ認可ヲ受ケサルトキ

二 第十一條及第十二條ノ規定ニ依ラス業務ヲ營ミタルトキ

三 第十三條乃至第十七條ノ規定ニ違反シ資金ヲ供給シタルトキ

四 第二十一条ノ規定ニ違反シ營業上ノ餘裕金ヲ使用シタルトキ

五 第二十三條ノ規定ニ違反シ東洋拓殖債券ヲ發行シタルトキ但シ第二十八條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

六 第二十八條ノ規定ニ違反シ東洋拓殖債券ノ償還ヲ爲ササルトキ

七 第三十一條及第四十條ノ規定ニ違反シ利益金ヲ處分シタルトキ

八 第四十二条 東洋拓殖株式會社ノ總裁、副總裁又ハ理事第十條ノ規定ニ違反シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

附則

第四十三条 前二條ニ規定セル過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

第四十四条 政府ハ設立委員ヲ命シ韓國政府ノ命シタル設立委員ト共同シテ東洋拓殖株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第四十五条 設立委員ハ定款ヲ作リ政府ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スヘシ

第四十六条 設立委員ハ株主ノ募集終リタルトキハ株式申込書ヲ政府ニ差し出シ東洋拓殖株式會社設立ノ認可ヲ申請スヘシ

第四十七条 設立認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムヘシ前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スヘシ

第四十八条 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ東洋拓殖株式會社總裁ニ引渡スヘシ

第四十九條 第一期ノ理事及監事ハ株主總會ノ選舉ニ依ラス之ヲ任命ス其他ノ條件ニ付テハ第九條ノ例ニ依ル

右議案ヲ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
〔賛成キヤト呼フ者アリ〕

○長谷場純孝君 政府ノ説明ガアルカ存ジマセヌガ、免ニ角此案ハ一十七名ノ議長
指名ノ委員ニ付託セラレント希望シマス

○議長(杉田定一君) 長谷場君發議ノ如ク、議長指名ノ一十七名ノ委員ニ、本案ヲ附託スルト云フニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、北海道國有未開地處分法改正法律案ヲ議題ト致シマス

北海道國有未開地處分法改正法律案(政府提出貴族 第一讀會)

(書記朗讀)

(小字及一ハ)
貴族院修正

北海道國有未開地處分法

第一條 北海道國有未開地ノ處分ハ本法ニ依リ北海道廳長官之ヲ行フ

第二條 土地ノ賣拂ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間内ニ其ノ土地ニ關スル事業ヲ成功スヘキ者又ハ素地ノ儘便用セムトスル者ニ對シ之ヲ行フ

第三條 自ラ耕作ヲ爲サムトスル者ノ爲土地ノ區域ヲ限り特定地ヲ設置ス特定地ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ貸付シ成功ノ後之ヲ付與ス

第四條 公用又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供セムトスル土地ハ之ヲ付與シ又ハ有償若ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第五條 素地ノ儘便用セムトスル土地ハ有償又ハ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第六條 賣拂ヒ又ハ貸付スヘキ地積ノ制限並賣拂及貸付ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 賣拂ヒ又ハ貸付スヘキ地積ノ制限並賣拂及貸付ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 賣拂ヲ爲ス土地ニ關スル事業ノ成功期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條 土地ノ貸付ハ左ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

一 無償貸付
二 有償貸付
十五年
十年

第十條 前二條ノ期間ハ植樹又ハ泥炭地ノ使用ニ限り特ニ二十年迄之ヲ延長スルコトヲ得

第十一條 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ豫定ノ期間内ニ事業ヲ成

功スルコト能ハナル者ニ對シテハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ延長期間ハ通シテ豫定期間ノ半ヲ超ユルコトヲ得ス

第十二條 土地ノ貸付ヲ受ケタル者ノ權利ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ス但シ行

政廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反シタル者ニ對シテハ其ノ貸付處分ヲ取消スコトヲ得

第十三條 賣拂又ハ貸付ヲ受ケタル者ノ權利ヲ取得シタル者ハ本法ニ依リ

前者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十四條 土地ノ賣拂又ハ第三條第二項ニ依ル貸付ヲ受ケタル者法令ノ規

定又ハ豫定ノ事業方法ニ違反シタルトキハ其ノ賣拂又ハ貸付ノ處分ハ之

分又ハ全部ニ付亦同シノ場合ニ於テ耕種上又ハ土地整理上支障アリト認ムルトキハ其ノ成功地ノ一部取扱スヘシ但シ賣拂代金ハ之ヲ還付セス

賣拂セタル土地ニ付テ賣拂代金ハ之ヲ還付セス

前項ノ場合ニ於テ耕種上又ハ土地整理上支障ナシト認ムルトキハ其ノ成功地ノ一部又ハ全部ヲ付與スルコトヲ得

第十五條 左ノ場合ニ於テハ天災其ノ避難者ハカラサル事故ニ因ルモノヲ除クノ外貸付又ハ付與ノ處分ヲ取消スヘシ但シ借地料ハ之ヲ還付セス

一 第四條又ハ第五條ニ依リ無償ニテ貸付シタル土地ニシテ一年以内ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

二 第四條又ハ第五條ニ依リ付與又ハ有償ニテ貸付シタル土地ニシテ一年以内ニ以內ニ事業ニ著手セス又ハ豫定ノ目的ニ使用セサルトキ

第十六條 貸付地ニシテ公用又ハ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ニ供スル爲必

要アルモノハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ノ請求ニ因リ評定ノ上移轉料ヲ辨償シ又ハ評定價額ヲ以テ之ヲ買收

シ且土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ハ之ヲ辨償ス但シ第三條第二項ニ依リ貸付シタル土地ノ評定價額其ノ土地ニ對シテ費シタル直接ノ費用ヨリ多ギトキハ其ノ價額ニ依リテ辨償ス

前項ノ處分ニ要スル費用ハ返還地ノ使用ヲ爲スヘキ者ニ於テ之ヲ負擔ス

第十七條 自己ノ便宜ニ依リ貸付地ヲ返還シ又ハ賣拂、貸付若ハ付與ノ處分ノ取消ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ土地ニ存在スル工作物其ノ他ノ物件アルトキハ所有者ニ於テ行政廳ノ指定スル期間内ニ之ヲ除去スヘシ其ノ陰

去セラレサルモノハ國ノ所有ニ歸ス

第十八條 天災其ノ他避タル時ニ至ルニ非スシテ貸付地ヲ返還シ又ハ

アルトキハ其ノ相當代價ヲ辨償セシム

第十九條 民有ト爲リタル土地ニ對スル地租ハ事業成功期間満了ノ翌年ヨリ起算シ十年ノ後ニ非サレハ之ヲ賦課セス但シ素地ノ儘使用スル土地又ハ交換若ハ第四條、第十四條第一項ニ依リ付與シタル土地ニ對シテハ民有ト爲リタル翌年ヨリ起算ス

第二十條 土地ノ賣拂又ハ付與ヲ受ケタル者ハ八月以内ニ其ノ原因ニ依リ登記。又ハ登記ノ申請書ヲ爲ス者ハ其ノ申請書ニ本法ニ依リ處分セラレタル土地タルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第二十一條 拓殖上又ハ土地整理上必要アル場合ニ於テハ既ニ開墾セラレタル部分ヲ含ム土地ト同一法ニ依リ處分スルコトヲ得

第二十二條 賣拂、貸付又ハ付與ノ處分ノ取消アリタルトキハ其ノ土地ニ付登記シタル所有權以外ノ權利ハ消滅ス

第二十三條 賣拂又ハ付與シタル土地ノ返還ヲ命シタルトキハ行政廳ハ其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ登記官吏ハ通知ノ事項ヲ登記用紙中甲區事項欄ニ記載シ不動產ノ表示、表示番號及登記番號ヲ朱捺シ其ノ登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第十四條 第十四條第一項又ハ第十五條ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條ノ期間ハ舊法ニ依リ付與又ハ貸付シタル土地ニ付テハ仍舊而ノ例ニ依ル但シ本法施行ノ日ヨリ起算シテ第十五條ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス

舊法第三條第一項ニ依リ貸付シタル土地ハ之ヲ本法ノ特定地ト看做ス

舊法ニ依リ付與シタル土地ノ免租期間ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ其ノ期間ニ對シテハ本法ノ特定地ニ關スル規定ヲ適用ス

本法施行ノ日ヨリ起算シ十年ヲ超ユルモノハ之ヲ十年ニ短縮ス

○長谷場純孝君 此法案六議長指名ノ委員十八名

○議長(杉田定一君) 長谷場君發議ノ如ク、議長指名十八名ノ委員ニ本法ヲ付託スルニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第一、官吏恩給法中改正法律案第一讀會、龍案ノ朗讀

第一 官吏恩給法中改正法律案(政府提出)

官吏恩給法中改正法律案

官吏恩給法中左ノ通改正ス

第十三條中「及東京市京都市大阪市北海道ノ區長」ヲ「東京市京都市大阪市北海道ノ區長沖繩縣區制ニ依ル區長及居留民團ノ民長助役會計役」ニ改ム

(政府委員法學博士岡野敬次郎君登壇)

○政府委員(法學博士岡野敬次郎君) 本案提出ノ理由ヲ簡單ニ述ベマス、現行ノ官吏恩給法ニ於キマシテハ、第十二條ニ官吏が自己ノ便宜ニ依テ退官致シマシタキ

ハ、恩給ヲ受クノ權利ヲ失フト云フコトガ原則ニナシテ居ルノアリマシテ、之ニ對

第二項ニ例外が設ケテアルノアリマス、是ハ議員ヤ或ハ地方團體ノ吏員トナシタモノニ對スルトコロノ例外ノ規定デアリマスガ、居留民團ニ居リマストコロノ吏員ニ付キマシテ

モ、亦今回施行セラレマストコロノ沖繩縣區制ニ於ケル區長ニ付キマシテモ、均シク其性質ヲ同ウシテ居ルノアリマスカラ、茲ニ恩給法ヲ例外ノ規定ヲ擴メテ、是等ノ者ニモ及ボスト云フ趣意ニ過ギヌノアリマス

○議長(杉田定一君) 別段御質問ナシヤウアリマスカラ、次ノ日程ニ移リマス、日程第二、右讀案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恒松密慶君 第二 右讀案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

本案ハ九名ノ委員、議長指名アランコトヲ請ヒマス

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ如ク、議長指名九名ノ委員ニ付託スルニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第三、肥料取締法改正法律案第一讀會ノ續、委員長報告

第三 肥料取締法改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)

(報告)

(多田作兵衛君登壇)

○多田作兵衛君 私ハ本案ノ委員會ノ經過結果ヲ御報道致シマス、本案ノ委員會ハ昨口開キマシテ、念ニ念ヲ入レマシテ討論審議ノ末、本案ハ本院ニ於テ可決スベキモノト決シマシタ、贊成致シマシタ理由ヲ少シ説いて置キマス、愛國心ニ富シ居リマス我農業者ハ、戰後ノ經營ト致シマシテ農事改良ト云フコトニヘ非常ニ各府縣共ニ努メテ居ルノテゴザイマス、其結果農事上ニ對シマストコロノ知識モ日ニ増シ進ンテ參リマシテ、段々改良ノ實が舉シテ參ラタノアル、最モ此肥料ノ大切ト云フコトヲ感シマシテ、肥料購買ト云フニトガ年毎ニ増シテ參リマシテ、唯今テハ殆ド内外ノ肥料ヲ使用致シマスコト一億圓以上ニ及ブアラウト存シマス、右ノ如ク肥料購買力が増シマシタメニ、一方ニ於キマシテハ粗製濫造ト云フ弊が起リマシタ、或ハ又奸商が不正ノ手段ヲ用井マシテ、サウシテ購買者ヲ欺クト云フヤウナ弊モ多々起シテ參ラタノゴザイマス、一例ヲ舉ケマスト、又近來段々發明ニナリマシタ人造肥料ニ付キマシテ、購買力ガ増スト共ニ不正ノ行為が行ハレルコトが間ミゴザリマス、自分トシテ購買シテ試験ヲ致シマスルトコロノ力ノナイ農民ハ非常ニ困ラテ居ルノゴザイマス、ドウカ政府ニ於テ嚴重ナル取締ヲ行ハレント、又近來ノ農民が頻リニ希望致シテ居ルノゴザイマス、然ルニ本案ガ出マシテ舊法比較致シマスルト、第三條ニ於キマシテ製造方法ヲ詳シク許可ヲ受ケルタメニ書出サニヤナラヌノアリマス、又第四條ニ於キマシテ肥料ノ保證票ヲ附ケマシテ、サウシテ含有成分等ヲ明カニ致シマス、第五條ニ於キマシテ當該官吏ハソレニ對シマシテ十分取締ヲ致シマス等ノコトガ書イテアルノゴザリマス、ソレカラ第九條ノ如キ舊來ノ法律ト比較致シマスレバ、一層嚴重ニ取締ノ出來得ルトコロノ法律案ゴザイマス、故ニ委員會ニ於キマシテハ、滿場一致ヲ以テ贊成致シマシタ譯合ゴザイマス、尙又委員會が滿場で希望致シマシタ事柄ハ何アルカト申シマスルト、此ノ如キ法律が出来マシテモ、之ヲ施行致シマスルトコロノ當該官吏其人ヲ得スト云フコトニナリマシテハ、此法律ノ效果ガムカシイノゴザリマス、現在アリマスルトコロノ各府縣ノ當該官吏即チ検査官等が間々不正ノ行為ガザイマシテ、製造者其他奸商ト手ラ組合ウテ私利ヲ計リ種々様様ナ弊害が各府縣ニ出テ居ルト云フコトニ付キマシテハ、農業者其モノハ非常ニ苦シテ居ル場合アゴザイマス、本案が辛ニシテ法律ニナリマシテ、實際ニ行ハレル場合ニ於キマシテハ、農商務省ハ地方官ヲ十分監督致シマシテ、各府縣ニ於ケル當該官吏、即チ検査官等ニ不正ノ行為等ノナキヤウニ嚴重ナル取締ヲ行ハレンコトヲ希望スルト云フコトスル故ニ、大體ヲ贊成下サレマシテ直チニ二讀會ヲ御開キ下サルコトヲ希望致シマス

○議長(杉田定一君) 別段御異議モナキヤウデゴザイマスカラ、採決シマス——本案ノ一讀會ヲ開クベシト云フニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、恒松君發議ノ通り、直チニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ略シテ確定セラレントヨリミマズ

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り、直チニ二讀會ヲ開キ、二讀會ヲ皆略シテ確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 本案ハ農事獎勵上最ニ必要ナ案デゴザイマスカラ、直チニ二讀會ヲ開キ、二讀會ヲ略シテ確定セラレントヨリミマズ

○議長(杉田定一君) 恒松君發議ノ通り、直チニ二讀會ヲ開キ、全部ヲ議題トシマス

肥料取締法改正法律案 確定議

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——本案ハ確定シマシタ

○大岡育造君 是ヨリ鐵道速成ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス、ドウゴ御許可ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 鐵道速成ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開キタイト云フ大岡君ヨリ請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 是ヨリ來遊外客待遇ノ設備ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開キタイト思ヒマス、御許可ヲ願ヒマス

○議長(杉田定一君) 是ヨリ來遊外客待遇ノ設備ニ關スル建議案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトヲ奥野君ヨリ請求ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(杉田定一君) 〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第四、明治三十九年度豫備金支出ノ件、外六件委員長西山志澄君

○議長(杉田定一君) 〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 明治三十九年度豫備金支出ノ件

明治三十九年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件

明治三十九年度特別會計豫備金支出ノ件

明治三十九年度豫算超過及豫算外支出ノ件

明治三十九年度豫備金支出ノ件

明治三十九年度豫備金支出ノ件

明治三十九年度豫備金支出ノ件

第四

明治三十九年度豫備金支出ノ件

(承諾ヲ求ムル件)
(委員長報告)

○小川平吉君 西山君が居リマセカラ代^ヲ報告シマス
○議長(杉田定一君) 小川平吉君

(小川平吉君登壇)

○小川平吉君 委員長ガ病氣デアリマスカラ理事ノ私ヨリ御報告致シマス、此事後承諾ノ案ニ付キマシテハ數回委員會ヲ開キマシテ、種々綿密ナル質問モ出マシタノデゴザリマスガ、結局「内務省所管ニ於テハ府縣徵兵費ノ内檢丁及新兵旅費豫算ニ不足ヲ告ゲ金一万三千四千圓六十九錢三厘ハ、明治三十九年十一月十六日大藏大臣

ノ承認ヲ經テ第一豫備金ヨリ金六萬圓ハ同三十九年十一月九日勅裁ヲ經テ國庫剩餘金ヨリ補充セリトアリ右ハ第一豫備金ノ支出ニ先立チ國庫剩餘金ヲ支出セシモノニシテ其支出順序穩當ナラサルモノト認ム」斯様ナ決議ニナリマシタ、此外委員ノ小川平

吉君、即チ拙者ヨリシテ國庫剩餘金ノ支出ハ、總て憲法法律ニ違反シタルモノアルカフシテ、總テ承諾ヲ與フベカラズト云フ議論が出マシタケレドモ、是ハ贊成者ガナクシテ、消滅致シマシタ、其外全部承諾ヲ與フルモノデアルト云フ、委員會ニ於テハ決議ニナリシタノデアリマス、御報告致シマス

○議長(杉田定一君) 森本駿君

(森本駿君登壇)

○森本駿君 諸君、私ハ委員長ノ報告ニ對シテ修正致シタイト思ヒマス、ソレハ明治三十九年度豫備金支出ノ件、明治三十九年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件ト此一件ニ聯帶シテ唯今モ委員長ノ報告ガアリマシタ、然ルニ此豫備金支出ナルモノハ豫算ニ不足ヲ告ゲタ時分ニ支出スルト云フコトニ於テハ別段不當ナコトハナイノデアリマシテ、唯委員長ノ報告ニ依リマスルト云フト、支出ノ順序が穩當ナラズト謂ムト云フコトノ決議ニアリマス、因テ三十八年度豫備金支出ノ件ハ、本院ニ於テ承諾ヲ與フベキモノト議決スルコトニ修正案ヲ提出致シマス、明治三十九年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件、此内ニ豫備金ヲ先づ支出シテ而シテ後次已ムヲ得ザルトキ三豫備金外ノ支出ガアッタ云フコトナラバ、事情諒トスルコロモナイデハナインアリマスケレドモ、今ノ委員長ノ報告ノ如クニ、第一豫備金ノ支出ニ先づテ國庫剩餘金カラ支出シタモノガ順序不穩當アルト云フコトニナルノアリマスカラ、明治三十九年度豫備金支出ノ件ハ承諾スルコトニシテ、明治三十九年度豫備金外ノ豫算超過、及豫算外ノ支出ノ件ニ付テハ其決議ヲ斯ク修正致シタイ

明治三十九年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ヲ爲シタル總計算書ノ内務省所管ニ於テ府縣徵兵費ノ内檢丁及新兵旅費豫算ニ不足ヲ告ケ金六萬圓ハ同三十九年十一月九日勅裁ヲ經テ國庫剩餘金ヨリ補充セリトアリ

右ハ第一豫備金ノ支出ニ先立チ國庫剩餘金ヲ支出セシモノニシテ其支出順序穩當ナラサルモノト認ムルニ依リ承諾ヲ與フベキモノニアラスト議決ス

即チ今ノ點ヲ承諾ヲ與フベキモノデナイト云フコトニ委員長ノ報告ヲ修正致シタイノデアリマス、此ノ如クナレバ丁度委員長ノ報告ニナリマシタ、支出ノ順序ヲ誤ク^ヲ點ニ對シ承諾ヲ與ヘヌト云フコトニナルノアリマス、委員長ノ報告ニナシタダケハ、支出ノ順序穩當ナラザルモノト認メタモノダケニ切シタマス、全部ニ對スル諸否ノ點が不明瞭ニナルノデ

アリマスカラ、此ノ如ク修正シタラ宜トイ思ヒマス、即チ豫備金支出ノ件ハ承諾ヲ與ヘ、支出ノ順序穩當ナラサルモノニハ承諾ヲ與ヘヌト決議スルコトニナルノアリマス、何卒修正ニ御贊同ヲ望ミマス

(「贊成々々ト呼フ者アリ」)

○西村丹治郎君 議長

(西村丹治郎君登壇)

○西村丹治郎君 私ハ委員長報告ニ反対致ス者ニアリマス
○森本駿君 委員長報告ニ反対ノ意見ヲ述ベラル、前ニ、今ノ修正動議ヲ決シ、ソレカラ反対ノ意見ヲ述ブルヤウニシテ貴ヒタイ

○西村丹治郎君 私ノハ全部ノ反対^ヲアリマヒヌ、一部ノ反対デス

○森本駿君 委員長報告ニ對スル修正動議が出テ居ルノテアリマスカラ、其方ヲ認ムルヤ否ヤニ付テ、反対意見ガアレバ述ブルヤウニシタラ宜トイ思ヒマス

○議長(杉田定一君) 本案ニ付テノ反対賛成ハ自由ニ述ベテ宜トイ思ヒマス

○西村丹治郎君 私ハ豫備金外ニ支出シタル國庫剩餘金ノ支出ハ、全部承諾ヲ與フベカラサルモノト信ズルモノニアリマス、此議ヲナシマスハ、憲法擁護ノタメ已ムヲ得ズナスノアリマス、即チ憲法ノ第六十四條ニハ、「國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ」ト規定シ又第六十九條ニハ「避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フタルニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルタメニ豫備費ヲ設クヘシ」ト云フコトガアル、而シテ又第七十條ニハ此以外ニ國家ノ急一日モ緩ウスベカラサルコトデ、内外ノ形勢議會召集ヲナスノ暇ナイ場合ニハ緊急支出トシテ緊急命令ヲ以テ支出スペキコトガ規定シテアルノアリマス、即チ政府が使フ金ハ毎年議會ノ協賛ヲ經テアル豫算トハ第六十九條ニ規定セル豫備費ト、ソレカラ七十條ニハ規定セル緊急支出、此三ツノ場合以外ニハ、錢庫ノ微ト雖モ使フ餘地が存シテ居ナイノアル、然ルニ政府ハ三十九年度ニ此憲法、及會計法ノ規定以外ニ、幾ラノ金ヲ使フテ居ルカト云フトニ剩餘金ヲ以テ一千萬圓カラノ支出ヲシテ居ルノアル、是マニテ年々歲々多キハ數千万圓、少クモ一千万圓ノ金ヲ憲法ノ規定ニモナケレバ、會計法ノ規定ニモナイトコロモノヲ、政府ハ國庫剩餘金ヲ以テ支出シ來テ居ルノアル、而シテ剩餘金ナルモノハ會計法ノ第二十條ニ於テ、如何ナルコトヲ規定シテ居ルカト云フト、各年度ニ於テ歲計剩餘アルトキハ、翌年度ノ歲入ニ繰入ルベシト云フコトが規定シテアルノアル、即チ剩餘金ハ一切翌年度ノ歲計ニ繰入ルベシト云フコトガ規定シテアルノアル、此ノ如クナレバ丁度委員長ノ報告ニナリマシタ、支出ノ順序ヲ誤ク^ヲ點ニ對シ承諾ヲ與ヘヌト云フコトニナルノアリマス、委員長ノ報告ニナシタダケハ、支出ノ順序穩當ナラザルモノト認メタモノダケニ切シタマス、全部ニ對スル諸否ノ點が不明瞭ニナルノデ

利餘金ヲ使フニ如何ナル名義ヲ以テ使フテ居ルカト云フニ、之ヲ稱シテ責任支出ト云フモ、責任ヲ以テシナケレバ、一錢一厘ト雖モ支出スルコトハ出來ヌノアル、若シ剩餘金ヲ使フキニ責任支出ト云フナラ、他無責任ノ支出ナルモノガアルノテアラウカ、縱令一錢一厘ノ微ト雖モ、政府ハ責任ヲ以テ支出シ、會計検査院及議會ノ事後承諾ヲ得ナケレバ、責任ノ解除ハ出來ヌノアル、豈獨リ剩餘金ノ支出ノミニ限ラヌデアル、總テノ支出皆責任ヲ負フベキモノアル、剩餘金ノ支出ニ限り責任支出ヲ爲スト云フガ如キ

ハ、實ニ奇々怪タル言葉ト音ハザルヲ得ヌト思フノアリマス、此問題ハ本年新タニ生ジタ問題ニアラズシテ、是マニ數次ノ議會ニ於テ政府ト論戰致シタ問題ニアリマスカラ、詳シク述ベルノ必要ハアリマセヌ、唯私ハ斯ル憲法ノ規定ニ反キ、會計法ノ條規ニ悖リ、溢リニ國庫ノ剩餘金ヲ使フガ如キヘ、斷然承諾ヲ與フベカラズト云フ議ヲ唱ヘルノデアリマス、而シテ此議ヲ唱ヘル所以ハ神聖ナル憲法ヲ擁護シ、又ニハ議會ニ於テ豫算議定權ノ神聖ヲ擁護セシガタメニ、已ムヲ得ズ此議ヲ唱ヘルノデアリマスカラ、トウカ諸君ハ政黨派ノ觀念ヲ去シテ、苟モ憲法ノ神聖ヲ擁護シ、議會ノ豫算議定權ノ神聖ヲ擁護サレント欲スルナラバ、此議ニ御贊成アランコトヲ切ニ希望致シマス

○謙長(杉田定一君) 森本駿
(「贊成」ト呼フ者アリ)

○森本駿君 諸君、會計法ノ疑義ニ付テ西村君カラシテ豫算外支出全部ハ總テ承諾スベシト云フ、委員長報告ニ對スル反對ノ意見ヲ提出セラレマシタ、此點ニ付テハ元來久シイ間議會ト政府トノ問題トナシテ居ルト云フコトハ諸君モ御承知アリマセウ、既ニ四箇年繼續シテ會計法中改正法律案ヲ本員等ハ提出シ來シテ、此問題ノ解決ヲ付ケル積リテ居リマス、既ニ當議會ニ提出セラレテ居ルトヨロノ會計法中改正法律案ニ付シテハ、西村君モ贊成者一人ニ署名セラレテ居ルノデアリマス、其會計法ノ改正案中ニハ「國務大臣ハ憲法第七十條ノ場合ヲ除クノ外豫備金ノ定額以外ニ豫算超過又ハ

豫算外ノ支出ヲナスコトヲ得ス」ト云フ一箇條ガ加ハツテ居リマシテ、此改正案が行ハル、ナラバ今西村君ノ言ハル、ヤウナル問題ハナクナルコト、思ヒマス、併ナガラ豫算外ノ支出ニ對スル事後承諾ニ付テハ從來當議會ニ提出セラレテ、其委員會ニ於テハ前議會ニ於テモ西村君ト同一ノ議論モ出マシタノアリマスケレドモ、其議論ハ少數ニシテ行ハレズ、今年モ亦委員會ニ於テ同一ノ議論ガ出マシタケレドモ、議題トナリニ至ラズシテ止シテ居リマスカラシテ、此事後承諾委員會ノ多數ノ意見ハ、此ノ如キコトハ會計法中改正法律案ガ出テ居レバ、此會計法中改正法律案ノ決定セラル、コトニ依シテ解決ヲ見ルコトデアル、事後承諾ニ付テハ從來議院ハ承諾ヲ全部シナイト云フ方針ニ依ラズ、承諾シ來シテ居シタ慣例が此處ニ出來上テ居リ、且會計検査院ニ於テモ之ヲ全部認止めカツト云フ慣例ハ出來上テ居ラナイノアルカラシテ、是ハ此儘通過スルト云フコトノ方針ガ宜カラウト云フコトニ、多數ノ意見ハ極マタ居タノアリマス、今度モ亦其意見ニ確定致シマシタ、然ルニ一面ニ於テハ會計法第二十條ニ依シテ各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハト云フノデハナイノアリマス、而シテ又事實問題トシテハ今年度ノ剩餘ヲ直ゲ來年度ノ豫算ニ繰入レルト云フコトハ困難な場合が多クアルノアリマス、即チ四十一年度ノ豫算ヲ二十四議會ア議了シマシタ、併ナガラ議了シタ今日ニ於テモマダ四十一年度ニ居ルノアリマス、即チ現在ハ四十年度豫算が施行セラレテ居ルノアリ、此四十年度ノ豫算ノ剩餘ヲ四十一年度ノ豫算ニ入レルト云フヤウナ解釋ヲ、二十條

ニ下スト云フコトニナルト、事實行ハレナクナルノアリマスカラシテ、是ハ各年度ニ於テ歲計ノ剩餘ノアッタトキニ繰入レルト云フコトニ解釋セラレテ居ルコト、私ハ信ジマス、此ノ如キ理由カラシテ私ハ委員長報告ノ大體ニ贊成致シマシテ、委員長ノ報告ヲ通過スルヤウニ切ニ希望致シマス
(「贊成」ト呼フ者アリ)

○謙長(杉田定一君) 西村君ノハ反對ノ說テ、別段修正トハ心得マセヌ――採決シマス、採決ハスウ云フ順序ニ致シマス、森本君ノ修正ニ付テ先づ、採決致シマス、森本君ノ修正ハ三十九年度豫備金支出總計算書ト云フ方ノ委員長ノ報告中ニ「金一万三千四十三圓六十九錢三厘ハ明治二十九年十一月十六日大藏大臣ノ承諾ヲ經テ」云々、是ハ委員長ノ報告ニ於テハ穩當アナイト云フコトニナシテ居ル、所ガ森本君ノ修正ニ於テハ之ニ承諾ヲ與ヘルト云フコトニナシテ居ル、ソニテ森本君ノ後段ノ即チ明治三十九年度豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ中ノ金五八萬圓ヲ三十九年十一月九日勅裁ノ經テ國庫剩餘金ヨリ補充シタ、此點ニ付テハ承諾ヲ與ヘナイト云フノアリマス、斯ウ云フ修正ニナシテ居ルノアリマス、御分リニナリマシタカ

○謙長(杉田定一君) 「分リマシタ」ト呼フ者アリ

○謙長(杉田定一君) 此修正、即チ森本君ノ修正ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○謙長(杉田定一君) 多數、他ハ委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○謙長(杉田定一君) 御異議ハナシト認メマス

○小川平吉君 西村君ノ反對ニ付テ決ヲ……

○謙長(杉田定一君) 反對アリマスカラ決ヲ採ラヌノアリマス、委員長報告通り異議ナシト云フコトニ決シマレムノアリマス

○謙長(杉田定一君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○謙長(杉田定一君) 日程第五、市區改正土地建物處分法案、第一讀會、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、加瀬禪逸君

○謙長(杉田定一君) 市區改正土地建物處分法案(加瀬禪逸君外一 第一讀會
名提出)

第五 市區改正 土地建物處分法案

市區改正土地建物處分法案

第一條 市區改正ニ要スル官有地及其ノ地ニ屬スル工作物又ハ竹木等ハ無

償交付スヘシ但シ地方稅ノ經濟ニ屬スルモノハ民有ニ準ス

民有地又ハ其ノ地ニ屬スル民有ノ工作物竹木又ハ官有地ニ在ル民有ノ工

作物竹木等ハ市參事會其ノ所有者ト協議ノ上相當ノ代價又ハ移轉料ヲ償

却スヘシ
若協議調ハナル下キハ雙方ヨリ評價八各一人ヲ出シ市參事會之ニ意見ヲ付シ府縣知事ノ裁決ヲ請ヒ之ヲ定ムヘシ

第二項ノ協議調ロタル後又ハ裁判確定シタル後工作物竹木等ノ所有者ニ於テ所定ノ期間内ニ其ノ所有物件ノ移轉又ハ引渡ヲ爲ササルトキハ市參事會ハ之ヲ強制スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ行政執行法第五條及第六

條ノ規定ヲ準用ス
第二條 市區改正ノ爲民有地買上ノ場合ニ於テ一宅地ヲ爲スニ足ラサル殘餘ヲ生スルモノハ併テ之ヲ買上クヘシ

第三條 市區改正ニ關シ不用ニ歸シタル土地一宅地ヲ爲スニ足ルモノニテ本法ニ依リ買上ケタルモノハ原價ヲ以テ舊所有者ニ拂下クヘシ若舊所有者之ヲ買受タルコトヲ欲セサルカ又ハ舊所有者ナキモノハ競賣ニ付スヘシ

前項ノ土地一宅地ヲ爲スニ足ラサルモノハ其ノ接續地ノ所有者之ヲ買受タルコトヲ得若欲セサルトキハ市參事會ハ之ヲ競賣ニ付スヘシ

第四條 市參事會ハ内務大臣ノ認可ヲ得市區改正ニ要スル土地ニ屬スル建物新築増築改築ノ制限ヲ規定シ之ヲ告示スヘシ其ノ制限内ト雖新築増築改築セムト欲スルモノハ豫メ市參事會ノ認可ヲ受クヘシ市參事會ハ設計著手ノ都合ニ依リ之ヲ認可セサルコトヲ得

若之ヲ認可セサルトキハ新築増築改築者ハ其ノ土地及地上權質借權工作物又ハ竹木等ノ代價又ハ移轉料ヲ請求スルコトヲ得

若制限ニ達ヒ又ハ市參事會ノ認可ヲ受ケシテ爲シタル者ハ市區改正ノ所ニ出訴スルコトヲ得但シ決定書謄本送達ノ日ヨリ一箇月ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ訴訟ハ府縣知事ニ對シ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第六條 土地工作物竹木等ノ賣却代金ハ市區改正ノ費用ニ充當スヘシ

附 則

本法ハ明治四十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○加瀬禧逸君 簡單デゴザイマスカラ、此席ヨリ提出ノ理由ヲ一言致シテ置カウト思フ、既ニ御手許ニ配付ニナシテ居リマスル法律案ニ依リマシテ、此提出ノ理由ノ大體ハ御了解ノコトダラウト思マス、即チ其趣旨ハ今日ノ時勢ノ發展ハ、漸次市制實施地が增加致シテ來テ居ル、殊ニ商工業ノ繁盛ハドノ市モ昔ノ有様ノ儘ニハ居ラズシテ、愈々進シテ來タノガ今日ノ状態ナル、而シテ之ニ伴ウテ市區改正ノ事業モ各市ニ瓦ツテ行ハレルノデゴザイマス、然ルニ現行ノ法規ハ、單ニ東京市ニ限リテノミ或特別ノ勅令ニ存在シテ居ルベカラズ、各市ニ共通シタル規則ノ制定ガゴザイマセヌ、加之此規則ハ明治二十一年ノ制定テ、不備不完ノ點モゴザイマシテ現今ノ事情ニ能ク相當ハ致シテ居リマセヌ、殊ニ同ノ公用ノタメニ收用スル土地建物ニ付テモ、彼ノ土地收用法ノ規定ト對照スレバ、土地建物所有者及其利害關係人ノ權利ノ保護モ或ハ薄キヤノ憾ガアル、故ニ私ハ此場合ニ於キマシテ、各市ニ共通スル市區改正土地建物處分法ノ制定

ヲ望ムト同時ニ其内容ヲ現行ノ土地收用法ノ規定ヲアレンコトヲ於テ、此案ヲ提出致シタ次第アゴザイマス、何分御審議ノ上ニ於テ御賛成アランコトヲ希望致シマス

○改野耕三君 本案ハ九名ノ特別委員、議長指名ヲ請ヒマス
○議長(杉田定一君) 改野君發讀ノ如ク、讀長指名九名ノ委員ニ付託スルニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)
○議長(杉田定一君) 御異讀ハナイト認メマス、日程第一ハ、產業組合法中改正法律案第一讀會ノ續、委員長荒川五郎君

第六 産業組合法中改正法律案(荒川五郎君外五名提出)

(荒川五郎君登壇)
第六 郎君外五名提出)

(第一讀會ノ續(委員長))
報告)

○荒川五郎君 產業組合法中改正法律案、特別委員會ノ經過結果ノ概略ヲ御報告申シマス、委員會ニ於テハ農商務省大藏兩省ノ政府委員ノ出席ヲ求メテ、種々質問攻究モ致シマシタガ、農商務省ニ於キマシテハ、勿論異論ハナイ譯アリマスガ、大藏省委員ニ於テハ、凡ソ登記ヲナスニ其手數料トシテ是ガ登錄稅ヲ拂フノハ至當ノコトデアル、此登錄稅免除ニ關シテハワレト、規定モアルコトデアルカラ、今産業組合ニ對シテ、登錄稅ヲ免除スルトコトハ同意シ兼ネルト云フノテ、委員中ニモ同様ノ説ヲナス人モニザイマシタ、產業組合ノ規定ヲ見ルニ、幾分營利ノ事業ヲナスモノデアルカラ、登錄稅ハ取ルノガ宣シト云フノテ、ソレニ賛成モアリマシタノデアル、併シ小產業者ヲ保護シテ、其經濟狀態ヲ開進ニ上達セシメ、又一般ノ德義風氣ヲ獎勵改善致シマスルノハ、實ニ小產業者ノミノタメナクシテ、實ニ國家社會政策ノタメニ、國自ラノ發達ノタメニ、必要ナルコトア、此國ノ土臺ヲナシ、大部分ヲ占メテ居ル小產業者ノ地位ヲ改良スルノハ、是レ即チ直チニ國家ノ開進發達圖リ、國家ノ富實強盛ヲ致シマスル譯合アリマスル、國家ノ指導獎勵ノ行爲ト致シテ、最モ其意ヲ此ニ注ガナクテハナラヌコトデアル、カヲ、國家ノ指導獎勵ノ行爲ト致シテ進ムト共ニ、鐵道ナリ或ハ電信電話ナリ、其他諸種ノ文明ノ利器ハ盛シニ行ハレタ、アルモ、是等ノ利器ハ殆ど都會ノ人士ヤ資產家ノ利用スルトコトナルノミデ、彼レ地方田舎ノ朴素ナル人民ハ之ヲ利用スルコトハ愚カ、一生涯見ルコトスラ無クシテ此世ヲ終ル者が多イ、而モ是等諸般ノ經費ハ、此地方細民モ皆ソレゾレニ應シテ之ヲ負擔シテ居ルト云ヒ小工業者ナドモ、鐵道ナドノ補給利子ヤ、補助金ヲ與ヘテ居ル其額ハ少ナイコトハナカ、是等ノ謂ハシ金満家ノ團體アル其會社ナドモ、國家ノ進進ニ必要アルカラト云ヘバ、斯ル獎勵補助モスルデハナイカ、小農ト云ヒ小工業者ナドモ、國家ハ忽チニ差支ヲ生ズルノデアル、其國家ノタメ必要大切ナルコトハ、航海ヤ交通ヨリモ遙ニ上ニ出テ居ルト云シテ宜シ、況ヤ此案ノ保護シヤウト云フ金高、即チ一箇年登錄料ノ高ハ實ニ僅タアルモノデ、政府委員ノ説明スルトコロニ依リマスルモ、一箇年僅カ一万百六十

七圓ト云フ位止ニテ居リマスルモノデ、之ヲ航海獎勵費ナドニ比スレバ、實ニ九牛ノ一毛

ニ過ギヌトニラテモ宜イノアリマス、此僅ノ金ヲ彼等憲レムギ小産業者ノ獎勵ニ用

キマスルノハ、決シテ不當デハアルマイ、國家ノ過キ同情ハ斯様ナ處ニ活キテ來ルノテ、其

金額ハ少ナイケレドモ、其效果ハ極メテ多イノテゴザイマスル、且ソレ登記ノ手數料トシ

テ、登録料ヲ拂ヒマスルノハ當然デアルト云ヒマスルか、凡ソ此補助獎勵ト云フコトベ、

必シモ積極的ニ金ヲ出スノミガ能デモゴザイマスマイ、今此案ハ積極ニ金ヲ出シテ補助シ

テウト云フノテハナリ、由ズベキモノヲ免除シテ、消極的ニ補助シヤウト云フノテ、獎勵ヲ

要スル其標準ヲ唯登記ト云フ一ツノ事項ニ取リマシテ、其登録料額ヲ消極的ニ補助シ

ヤウト云フ意味ニ解シマスレバ、何ノムカシイ理窟ヲ立て、之ヲ拒ム必要ハナイカラ、旁々

是非之ヲ免除シテ、小産業者ノ發達ヲ獎勵シタイト云フノテ、本案ヲ可決致シマシタ

ノテゴザイマス、リカ宣シク御願ヒ申シマス

〔「賛成」ト呼フ者アリ〕

〔議府委員曾原通敬君登壇〕

○政府委員（曾原通敬君） 本案ニ對シマシテハ、遺憾ナガラ政府ニ於キマシテ、御同

意致兼ネルノアリマス、簡單ニ其理由ヲ申上ゲマスガ、産業組合ノ設立及其發展ト

云フモノハ、固ヨリ是ハ獎勵セバナラヌコト、信シテ居ルノテアリマスガ、産業組合ニ對

スル登録税ハ營利ヲ目的トセザルトコロノ法人ノ登録税ト同一ノ稅率ヲ適用シテ居ルノ

テアリマシテ、普通ノ法人ノ登録税ヨリハ凡ソ五分ノ一、或ハ六分ノ一二當ルト云アヤ

ウナ、極メテ輕イ稅率ニナシテ居ルノテアリマスカラ、此登録税アルガタメニ、産業組合ノ

設立ナリ、又ハ其發達ト云フモノガ妨げラレ居ルモノアリトハ、見ルコトが出来ナイン

アリマス、若シ假リニ産業組合ニ對スル登録税ヲ免除スルト云フコトニナリマスレバ、教

育ナリ、慈善ナリ、宗教ナリ、其他一般ノ公益ヲ目的ト致シテ居ルトコロノ法人ニ對シ

マシテ、甚シキ不權衡ニナルダラウト思フノアリマス、加之登録税ハ唯今委員長カラ御

詫モアリマシタガ、獨リ租稅ノ性質ヲ帶ビテ居ルト云フハカリテナク、手數料ノ性質ヲ帶

ビテ居ルモノアリマスカラ、苟モ公簿ニ登録ヲ申請致シマスルモノハ、何人モ相當ナル

登録税ヲ納付シナケレバナラヌト云フコトニナシテ居ルノテアリマスカラ、此主義ノ上カラ申

シマシテモ反対ヲ致サナケレバナラヌノアリマス、固ヨリ登録税ハ稅額ノ些少アリマスカ

ケレドモ、登録税ノ根本ノ主義カラ致シマシテ、反対ヲ致サナケレバナラヌノアリマスカラ、簡單ニ申上ゲマス

○議長（杉田定一君） 採決ヲ致シマス、本案ノ二讀會ヲ開クベシト云フニ御黙認ハ

アリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（杉田定一君） 御異議ガナイト認メマス

○改野耕二君 直チニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略サレンコトヲ認ミマス

○議長（杉田定一君） 改野君發議ノ如ク、直チニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ

確定スルニ御異議ハアリマセヌカ

○議長（杉田定一君） 御異議ガナイト認メマス、直チニ二讀會ヲ開キマス

產業組合法中改正法律案

確定議

○議長（杉田定一君） 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（杉田定一君） 御異議ガナイト認メマス、本案僅定致シマシタ、日程第七陽曆勵行ニ關スル建議案、委員長報告

第七 陽曆勵行ニ關スル建議案（山村豐次郎君外）
(二名提出)

○議長（杉田定一君） 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（杉田定一君） 委員長報告通り御異議ハアリマシタ、其理由ト致シマスルトコロハ議案ニ附記シテ

ハ委員會全會一致ヲ以テ可決シマシタ、其理由ト致シマスルトコロハ議案ニ附記シテ

ゴザイマス理由書、並ニ今日御配付ニナリマシタ速記錄ニ明瞭テゴザイマス、ドウカ諸君宣シク御賛成ヲ願ヒマス

〔「賛成々々」ト呼フ者アリ〕

○議長（杉田定一君） 委員長ノ報告ニ御同意ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス
起立者 多數

○議長（杉田定一君） 多數——委員長報告通り決シマシタ——他人ノ土地ニ於ケ

ル工作物及竹木ノ所有權保護ニ關スル法律案委員會ヲ是ヨリ開會致シマシタ云ア申

出ガアリマス、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（杉田定一君） 御異議ガナイト認メマス——日程第八、民有林野面積實測

ニ關スル建議案委員長藤金作君

第八 民有林野面積實測ニ關スル建議案（藤金作）
(二名提出)

〔藤金作君登壇〕

○藤金作君 民有林野實測ニ關スル建議案委員會ノ經過ヲ報告致シマス、本案ノ委

員會ハ前後二回委員會ヲ開會致シマシタ、建議案ニ對シマシテハ報告書ヲ御迴シ致シマ

シタ如ク修正ヲ致シマシタ、滿場一致可決致シマシタ、又政府ハ民有林野實測ノ必要ハ認

メテ早晚是ハ致スベキコト、思フ、併シカラ隨分全國ニ涉クテ林野ノ實測ヲスルト云フ場

合ニ於テハ、多額ノ費用ヲ要スルコト故ニ、費用ノ點ヨリシテ直チニ建議案ニ御同意致

シ難イトイ云フ趣意ニアシナテゴザイマスが、委員會ハ速ニ之ヲ實行スベシト云フコトニ付

テハ、政府財政ノ都合モアラウコト故ニ、適當ノ時期ニ於テ實行スベシト云フ修正案ニ致

シマシタヌニ、政府モ是ニ同意致シタノテゴザイマス、故ニ建議案ハ委員會滿場一致ヲ

以テ可決致シマシタ、少シ緩慢ノヤウニハ修正ノタメニアリマシタケレドモ、實ニ此帝國ノ

面積ノ上カラ申シマスレバ、殆ド今日ノ公簿ニ載スル居ル面積ハ、統計上ノ面積カラ計

算致シマスト、三百萬町歩以上ノ段別ハ公簿外ニ隠レテ居ルモノガアルノテゴザイマス、之ヲ實測致シマスレバ多分我帝國ノ面積ト公簿ノ面積トカ略、一致スルコトニナラウト

存シマス、唯今有租地ノ段別ハ一千四百万町歩ゴザイマス、其他ノモノガ有稅デナイ免

租地其他國有林野等ニナシ居マス、テ之ヲ今日ノ儘ニシテ置ケバ、我公簿基帳ハ

全タ事實ニ背反シタコロノ統計表ニナシテ居リマス、故ニ異正ナル公簿ヲ譲製スルハ今

日最毛必要ナノデゴザイマス、其他是ニ付テ必要ナル理由ハ申述ベマスレバ多々ゴザイ
スケレドモ、賢明ナル諸君ハ既ニ御承知ノコト、存ジマスルガ故ニ、敢テ一ミ其理由ハ
説明致シマセヌ、サリナガラ茲ニ一ツ御参考ニ申上ゲテ置キタイコトハ國有林野ニ於キ
マシテモ、本年一月二日ノ官報ニ載セテアルトコロノ拂下數字ノ中ニハ、非常ナル狹イ
モノ、非常ナル廣イモノが載シテ居ルノデ、狭イノハ五分ノ一乃至二十分ノ一二段別ガ
減シテ居リマス、又大ニ廣イモノハ一二對スル十乃至三百マニノ廣イノガアリマス、是ハ唯
一日ノ官報ノ拂下公告ニ於テサヘ、此ノ如ク一十分ノ一減ズルモノモアレバ、三百倍モ
増加スルモノモアル、況ヤ民有ノ林野ニ於キマシテ實地ヲ調査エニ至リ、シカナバ、國有
林野ノ増減ヨリモ尙一層甚シキモノガアルコトハ信シテ疑ハヌノデゴザイマス、併セテ政府
委員ニ一應質問シマシタコトヲ簡單ニ述ベテ置キマス、政府ニ於テハ此經費ハ餘程澤
山掛ルヤウニ政府ハ述ベマシタケレドモ、政府が數年間ニ調査致シマシタコロノ費用ハ、
一町歩ニ付テ三十五錢ヲ要シテ居リマス、是ヨリ比較致シマスレバ殆ド三百萬圓ヲ以
テ實測ノ出來ル割合デゴザイマスケレドモ、民有ノ林野ニ致シマスレバ個所數ガ國有林
野ヨリモ多イノデゴザイマスカラ、國有林野ノ實測費用ヨリモ多イノアラウト存シマス、
而シテ政府ハ不用存置林野ヲ毎年拂下グ、アルノデゴザイマスガ、其金額ガ今年迄
ノ豫算ニ依リマスレバ一千七百万圓以上拂下代價ヲ收入ヲ致シマシテ、ソレヨリ一千
萬圓ノ支出ヲ致シテ居リマスカラ、現在ハ不用存置拂下林ニ於テモ七百万圓ノ金額ハ
餘シテ居ル道理ニナラニ居リマス、尙今後拂下ヲ十分ニ致シテ——昨年ノ議會ニ於テモ
國有林野不用地ノ拂下建議案が通過シテ居リマスル故ニ、精々政府が拂下ヲ實行政
シマシテ、民業ノ被達ヲ圖タナラバ、數千万圓ノ金ガ山林局ニハ生ズルモノト認ムルコ
トが出來マスル、民有林野ノ實測費用ハ不用存置拂下林ノ收入ヲ以テ支辨スルノニ、
差支ルコトハアルマイト云フコトヲ信スルノデゴザイマス、又民有林野ト國有林野ノ利害
ヲチヨット統計表ニ依リテ證據ヲ舉ゲテ申述ベテ置キタイト思ヒマス、民有林野ノ一町歩
ニ付テノ收益ハ統計表ニ依レバ六圓二十八錢ニ當シテ居リマス、而シテ國有林野ノ收
入ハ如何デアルカト云フト、一町歩ニ付テ僅ニ二十五錢ノ收益ニナラニ居ル、實ニ僅ニ
二十五分ノ一二當シテ居リマス、吾々ハ國有林野數百万町歩ヲ所有シテ置クヨリモ、速
ニ不用林地ノ拂下ヲシテ、人民ニ植林事業ヲ經營セシムルガ國家ノ利益、最モ急務ト
認ムルコトヲ豫テ主張シテ居ル者デゴザイマス、政府ニ此事モ最モ速ニ拂下ヲ實行スルコ
トヲ希望致スノデゴザイマス、政府が僅ニ一町歩ニ二十五錢ノ收入ヲ得ル位ナコトナ
ラバ、之ヲ民有地ニシテ之ニ地價ヲ付シ、地租ヲ徵收スルトキハ是ヨリ以上ノ利益ヲ生
ズルノデゴザイマス、而シテ國家ノ富源ヲ増スコトハ多大ナモニデゴザイマス、皆諸君ノ豫
テ御認メニナルコトデゴザイマスルガ、當局者ハ遲々トシテ此拂下ガ甚ダ緩慢デゴザイマス、
併セテ意見ヲ述ベテ置キマス

(參照) 「贊成」ト呼フ者アリ

參考書ノ一

青森大林區署林野拂下 官報七三七七號四十一年一月一日及三日

臺帳面積	實測面積	增加面積
二十八町三段六畝	二十一町六段六畝	七步
七步	七步	七步

參考書ノ二

府縣民有林地價壹段歩平均調查表

(全國平均地價壹段歩 參拾五錢) 明治三十九年調查

府縣名	地價壹段歩平	同五拾錢	同參拾五錢	同貳拾錢以上	同貳拾錢	民有林地價段別
海	一四一	一一一	一一一	一一一	一一一	二五、七〇五・八
奈	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	六一、六九一・一
福	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	七三、五八九・一
大	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	五一、六九九・三
靖	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	五〇、一八〇・六
大	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	八三、一〇一・五
千	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	三五、一五〇・九
鹿	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	五一、六九九・六
宮	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	四四、二四三・一
滋	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	六三、九一七・五
愛	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	五四、〇〇四・六
山	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一三八、九七九・六
東	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	七九、〇七一・二
群	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	五六、〇七五・八
佐	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一三二、四三〇・〇
香	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	四五、七四九・二
大	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一六三、三四〇・一
熊	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一〇二、八一三・四
崎	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一〇七、二〇八・九
神	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一七四、九五四・六
宮	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一七、八七一・〇
長	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一三一、二二二・〇
佐	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一八二、〇三二・一
大	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一六七、〇三四・一
福	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	二四八、九九七・八
大	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	七七、八八四・三
靖	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一六七、三〇三・六

四分ノ一減
四分ノ一減
四分ノ一減

日最毛必要ナノデゴザイマス、其他是ニ付テ必要ナル理由ハ申述ベマスレバ多々ゴザイ
スケレドモ、賢明ナル諸君ハ既ニ御承知ノコト、存ジマスルガ故ニ、敢テ一ミ其理由ハ
説明致シマセヌ、サリナガラ茲ニ一ツ御参考ニ申上ゲテ置キタイコトハ國有林野ニ於キ
マシテモ、本年一月二日ノ官報ニ載セテアルトコロノ拂下數字ノ中ニハ、非常ナル狹イ
モノ、非常ナル廣イモノが載シテ居ルノデ、狹イノハ五分ノ一乃至二十分ノ一二段別ガ
減シテ居リマス、又大ニ廣イモノハ一二對スル十乃至三百マニノ廣イノガアリマス、是ハ唯
一日ノ官報ノ拂下公告ニ於テサヘ、此ノ如ク一十分ノ一減ズルモノモアレバ、三百倍モ
増加スルモノモアル、況ヤ民有ノ林野ニ於キマシテ實地ヲ調査エニ至リ、シカナバ、國有
林野ノ増減ヨリモ尙一層甚シキモノガアルコトハ信シテ疑ハヌノデゴザイマス、併セテ政府
委員ニ一應質問シマシタコトヲ簡單ニ述ベテ置キマス、政府ニ於テハ此經費ハ餘程澤
山掛ルヤウニ政府ハ述ベマシタケレドモ、政府が數年間ニ調査致シマシタコロノ費用ハ、
一町歩ニ付テ三十五錢ヲ要シテ居リマス、是ヨリ比較致シマスレバ殆ド三百萬圓ヲ以
テ實測ノ出來ル割合デゴザイマスケレドモ、民有ノ林野ニ致シマスレバ個所數ガ國有林
野ヨリモ多イノデゴザイマスカラ、國有林野ノ實測費用ヨリモ多イノアラウト存シマス、
而シテ政府ハ不用存置林野ヲ毎年拂下グ、アルノデゴザイマスガ、其金額ガ今年迄
ノ豫算ニ依リマスレバ一千七百万圓以上拂下代價ヲ收入ヲ致シマシテ、ソレヨリ一千
萬圓ノ支出ヲ致シテ居リマスカラ、現在ハ不用存置拂下林ニ於テモ七百万圓ノ金額ハ
餘シテ居ル道理ニナラニ居リマス、尙今後拂下ヲ十分ニ致シテ——昨年ノ議會ニ於テモ
國有林野不用地ノ拂下建議案が通過シテ居リマスル故ニ、精々政府が拂下ヲ實行政
シマシテ、民業ノ被達ヲ圖タナラバ、數千万圓ノ金ガ山林局ニハ生ズルモノト認ムルコ
トが出來マスル、民有林野ノ實測費用ハ不用存置拂下林ノ收入ヲ以テ支辨スルノニ、
差支ルコトハアルマイト云フト、一町歩ニ付テ僅ニ二十五錢ノ收益ニナラニ居ル、實ニ僅ニ
二十五分ノ一二當シテ居リマス、吾々ハ國有林野數百万町歩ヲ所有シテ置クヨリモ、速
ニ不用林地ノ拂下ヲシテ、人民ニ植林事業ヲ經營セシムルガ國家ノ利益、最モ急務ト
認ムルコトヲ豫テ主張シテ居ル者デゴザイマス、政府ニ此事モ最モ速ニ拂下ヲ實行スルコ
トヲ希望致スノデゴザイマス、政府が僅ニ一町歩ニ二十五錢ノ收入ヲ得ル位ナコトナ
ラバ、之ヲ民有地ニシテ之ニ地價ヲ付シ、地租ヲ徵收スルトキハ是ヨリ以上ノ利益ヲ生
ズルノデゴザイマス、而シテ國家ノ富源ヲ増スコトハ多大ナモニデゴザイマス、皆諸君ノ豫
テ御認メニナルコトデゴザイマスルガ、當局者ハ遲々トシテ此拂下ガ甚ダ緩慢デゴザイマス、
併セテ意見ヲ述ベテ置キマス

一町歩 二十九町四段步 五十九步 二町三段二畝十八步 五畝十二步 五畝十二步
二畝步 五畝五段八畝十七步 五畝五段六畝十七步 五畝五段八畝八步 五畝七畝七步
五畝七段步 八十九町五段九畝一步 九步 九步 九步 九步 九步 九步 九步 九步 九步
七町十步 九步
以上三筆ハ減縮ノ分 以上四筆ハ增加ノ分 増二百七十九倍 增十五倍餘 增百五十四倍

如斯臺帳面積カ實測面積ニ比較シ四分ノ一乃至十七分ノ一二減ズルモノアリ是
ニ反シテ十五倍乃至二百七十九倍ニ増加スルモノアリ青森大林區署カ廣告一
回ノ中ニモ尙増減ノモノ數十筆アリ以テ民有林野ノ面積カ如何ニ不確實ナルカヲ
證明スルニ餘リアルニアラスヤ

九段四畝十八步 二十七町八畝十二步 十二分ノ一二減

兵富山青奈福三岐愛沖靜奈福長島和岡高岩秋福

歌

形山重岡組綱井田重岡取山野田山山手知島根計合

参考書ノ三

一府四縣二府大縣三縣
不要存置林野收支

(特別會計歲入)林野拂下代

年 度
三十七
三十八
三十九
四十
備考
四十、四十一兩年度ハ算算ナリ

二、三五四、九九三	一、五六九、三六七	三、七〇二、六一五	三、三一五、七九一
二、八八四、七六四	三、二三八、八七〇	一、七七一、八二九	二、四五八、五〇〇
(經常)森林收入	(經常)森林費	(臨時)國有林野經營費	(臨時)國有林野經營費

参考書ノ四

要存置林野收支

(經常)森林收入

年 度
三十七
三十八
三十九
四十
備考
四十、四十一兩年度ハ算算ナリ

一、七九〇、九一三	九五三、七二〇	一、七七一、八二九	二、四五八、五〇〇
一、三四二、八七二	二、〇五、〇八七	一、四六〇、七〇〇	二、四六〇、七〇〇
一、三四〇、八四二	三、五二一、〇七六	一、七六八、六一八	二、四五八、五〇〇
五、二一〇、一九三	七、六四三、三八八	一一、七六八、六一八	二、四五八、五〇〇
(經常)森林費	(經常)森林費	(臨時)國有林野經營費	(臨時)國有林野經營費

参考書ノ五

國有林野實測濟

三十一年度ヨリ三十九年度迄
段別百五十九千百十町六段八畝二十四步
此經費五十四万八千百八圓

四十年度及四十一年度豫算
段別百十三万町步
此經費三十二万六千九百九十五圓

○議長(杉田定一君) 委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○遠藤庸治君 本建議案ニ付テ委員會ノ經過ト結果トヲ御報告致シマス、委員會ヲ開キマシタコト一回、政府委員ノ列席ヲ求メマシテ金融上及資金ノ需要ノ點ニ付ア質問ヲ試ミ、尙審カニ本建議案ノ趣意ヲ説明致シマシテ政府ノ意向ヲ確ハマシタコロガ、政府ニ於テモ勸業農工兩銀行ノ資金ノ缺乏ナル事情ハ認メテ居ル、就アハ既ニ調査中アルニ付テ尙速ニ其調查ヲ進行ラシテ、兩銀行ニ對シテ資金融通ノ途ヲ講ズベキ旨ヲ明答セラレマシタ、詰リ委員會ハ満場一致ヲ以テ可決致シマシタカラ、此段御報

第九 勸業銀行及農工銀行ノ資金融通ニ關スル建(議案)
(議案(柏谷義三君外五名提出))
(委員長報告)

(遠藤庸治君登壇)

告ヲ申上ケマス

○議長(杉田定一君) 採決ヲ致シマス、委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、委員長報告通り決シマス——日程第十ヨリ第二十四ニ至ルマテハ請願アリマスルガ、併シ是ハヤハリ一件イタ説明ヲシテ採擇ラシテ往々方ガ便利アラウト思ヒマス

(松浦五兵衛君登壇)

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(杉田定一君) 第十、悪水井路敷漬地賣上ノ請願外一件、委員長竹越與

三郎君——松浦五兵衛君
○松浦五兵衛君 本日ハ竹越委員長が病氣デゴザイマスカラ、私が代テ報告シマス、日程第十特別報告ハ請願委員ノ第二十六號ノ報告ニアリマシテ、本案ノ請願者ハ大阪府平民農穧谷嘉、外十一名呈出、及大阪府平民農段野爲三郎外四十名呈出ノ二件アリマス、其要旨ハ請願者ノ居住セル地域ハ其位置が非常ニ低濕ニシテ、東ニ松尾川ヲ控ヘ、西ニハ芥川ヲ帶ヒ、東南又濱川ニ圍繞サル、ト云フヤウナ地勢ニ居ルタメニ、古來供水ニ度、遭遇シテ居ル、就中毎年ソレガタメニ水ノ停滯ノ害ヲ被ルコトハ非常ニ多イガタメニ元祿十四年ニ悪水井路ヲ、明暦年間ニ又新川ト名付クル悪水路ヲ掘鑿シタノガアリマス、然ルニ明治八年九月大政官第百六十號ヲ以テ漬地及用地ハ其作德米七箇年半分ヲ一時ニ下渡シ、實地買上げシトノ旨ヲ公布セラレタノアル、ソレニモ拘ハラズ請願人等ハ當時法令ノ何物タルヤラ解セザルタメニ、維新勿シノ時代デモアリ、遂ニ其法律ニアルトヨロノ期間ヲ空過シテ、其結果此特典ニ漏レテ、ツレガタメニ今日ハ非常ニ不幸ヲ見テ居ラレル、且又第二回議會ニ於テハ、熊本縣

第十 (特別報告第二十六號) 悪水井路敷漬地賣 (委員長報告)
上ノ請願外一件

(松浦五兵衛君登壇)

○松浦五兵衛君 本日ハ竹越委員長が病氣デゴザイマスカラ、私が代テ報告シマス、

下ニ於テ恰モ之ト同一ナルモノガアツタ、所ガソレカ特ニ其土地ノ買収案ヲ法律ヲ以テ可決セラレテ、其恩典ニ浴スルコトヲ得タニモ拘ハラズ、現ニ請願者等ハ今以テ其恩典ニ

浴スルコトが出來ナイ、ソレガタメニ昨年ノ讀會ニ於テモ、此請願ヲ採擇シタガ、本年モ更ニ請願委員會ニ於テハ、之ヲ採擇シテ政府ノ報告ヲ求ムルト云フコトニ議決シタノニアリマス、而シテ政府カラ報告ヲ求ムル要旨ハ、第一ニ本請願ハ第二十三議會ニ於テ採擇シタルニ拘ハラズ、政府ガ之ニ對スル適當ノ處置ヲ爲サルハ如何、第二ニ經濟

狀態ノ激變セル今日ニ於テ、買上價格ヲ明治五年ヨリ同七年マテノ石代平均相場ニ依リ算定スルハ、應當ノ處置ニアラザルベシ、本院ハ明治四十年ヨリ遡テ三箇年間ノ石代平均相場ニ依ルベキモノト認ム、政府ノ價格算定ニ關スル方針如何、此二項ノ報告ヲ求ムルト云フコロノ案ヲ具シテ採擇スルコトニ決シタノアリマス

○議長(杉田定一君) 採擇スルニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第十一、鐵道敷設法中改正ノ請願

第十一 (特別報告) 第二十八號) 鐵道敷設法中改 (委員長報告)

正ノ請願

○杉浦五兵衛君 本請願ハ山形縣最上郡新庄町長大塚繁之輔外五名ノ提出デアリマシテ、其要旨ハ鐵道敷設法中ニ宮城縣下石ノ巻ヨリ小牛田ヲ經テ、山形縣下船形町ニ到ル鐵道ト云フコトガアリマシテ、更ニ外ニ本線ヨリ分岐シテ山形縣下酒田ニ到ル鐵道ト、斯ウ云フ規定ニナシテ居ルノデゴザイマス、ソレデ此規定ヨリ推測スルト、山形縣下ノ船形ト云フ所ハ、鐵道ノ交叉點ニナルヤウニナシテ居ルケドモ、實際船形ト云フ所ハ、非常ニ地形が狹隘ニシテ、到底鐵道ノ交叉點ナド、云フ大停車場ヲ設置スルニ適當ナ地デナイカラ、其鐵道ノ目的ヲ達セントスルニハ「本線ヨリ分岐シテ」トアルノヲ「新莊ヨリ分岐スル」ト云フコトニ改メテ、サウシテ「船形ニ到ル鐵道」トアルノヲ「新莊ニ到ル鐵道」ト改正ラシテ貨ヒタイトト云フ請願デアリマス、請願委員會ニ於テハ是亦相當ノ理由アルモノト認メマシテ、採擇スルコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇スルニ御異議ガナイト認メマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 採擇スルコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 唯今ヨリ民事訴訟法外一件ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス、許可ヲ請セマス

○議長(杉田定一君) 是ヨリ民事訴訟法外一件ノ委員會ヲ開キタウゴザイマス、許可ヲガアリマスガ、許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第十二、廢兵待遇ノ請願外一件

第十二 (特別報告) 第三十號) 瘦兵待遇ノ請願外 (委員長報告)

○松浦五兵衛君 本件ハ長崎縣士族村上武三郎外一名ノ呈出及東京市平民鶴岡茂平呈出ノ請願デアリマシテ、双方同請願デアリマス、其請願ノ要旨ハ戰役ニ從事シタル軍人ニシテ、不具癡疾トナシテ者ニ付テハ、國家ヨリ相當ノ恩典ヲ與ヘン規定ガアルケレドモ、現時ノ生活狀態ヨリ見ルト云フト、其恩典ハ未ダ以テ癡疾不具ノモノヲ慰安セシムルニ足ラヌノデアル、殊ニ今日ノ如ク交通等ノ便ノ開ケテ居ル際ニ於テハ、此交通ノ機關即チ國有交通機關ニ對シテハ、此瘦兵ヲシテ特ニ無賃乗車が出來ルヤウニシテ貴セタイト云フ請願ノ趣意デアリマス、請願委員會ニ於テハ、是亦適當ナル理由ト認メテ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第十三、登錄稅法中一部除外ノ請願

第十三 (特別報告) 第三十一號) 登錄稅法中一部 (委員長報告)

除外ノ請願

○松浦五兵衛君 本請願ハ愛知縣八名郡山吉田村長内藤才治郎ノ呈出デアリマシテ、其要旨ハ、近來政府ハ町村ノ合併並ニ町村ノ基本財產増加ト云フコトニ付テ、非常ニ勸誘獎勵シシ、アルニモ拘ハラズ、現ニ其町村内ノ一部有、即チ區有財產ヲ町村有ニスルタマニ、是ハ單純ナル寄附行為アルト云フノア、登錄稅ニ於テ非常ニ高イトコロノ稅ヲ認セラレル、餘り稅額ノ高イタメニ、折角町村基本財產ヲ持ヘヤウトシテモ、ソレガ行ハレナイ結果ニナシテ居ルカラシテ、ドウゾ此登錄稅ヲ應用スルニ付テ此町村ノ部分有ノ財產ヲ町村へ寄附スル場合ニハ之ヲ除外シテ貴イタイト云フノガ、請願ノ趣旨デアリマス、是亦請願委員會ハ相當ノ理由アルモノト認メテ採擇ト決定致シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第十四、郡制廢止ノ請願

(委員長報告)

○松浦五兵衛君 本請願ハ廣島縣安藝郡中山村濱本正蕃外一名ノ請願デアリマシテ、其要旨ハ標題ノ如ク郡制ヲ廢止シテ貢ヒタイトト云フノデゴザイマシテ、殊ニ本請

請付テハ昨年ハ郡制廢止ニ反對ヲ表セラレマシタ荒川五郎君ノ御紹介デアリマシテ、荒川君ヨリ其要旨ヲ詳述セラレマシタ、請願委員會ハ之ヲ採擇スルト云フコトニ決シタ

○本下謙次郎君 私ハ此郡制廢止ノ請願ニ付テハ、委員長ノ報告ニ反對スルモノデゴザイマスガ、此問題ハ數年來議會問題トナシテ居リマシテ、贊成反對トモ其議論ハ殆ド盡キテ居リマシテ、私ガ今此席デ上縁返スマデモナインデアリマスガ、郡役所廢止ニ伴ハサ郡制廢止ハ、國民ノ權利伸張ニ阻害ヲ致ス恐れガアリマスカラ、私ハ此意味ニ於テ委

員長ノ報告ニ反対ヲ致シマス

(「探決タキ」ト呼フ者多シ)

○議長(杉田定一君) 本案ヲ採擇スルト云フニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者

多數

治ノ請願

第十五

(特別報告第三十三號) 渡良瀬川水害救 (委員長報告)

(治ノ請願)

○松浦五兵衛君 本請願ハ、群馬縣邑樂郡鄉谷村越澤丑次郎外千百九十二名ノ呈出アリマシテ、其要旨ハ、渡良瀬川水源ノ中心タル足尾銅山、鑛業ノ盛大トナルニ連レテ其下流ニ及ボス影響ト云フモノハ、實ニ枚舉ニ違ガナイ、殊ニ其主因トシテハ、山林濫伐、煙毒飛散、鑛毒流下等が原因アル、就テハ其毒流ヲ斷ツタメニ渡良瀬川ノ河身ヲ改修スル必要ヲ認ムカラシテ、利根川河身改良設計中ニ其支流渡良瀬川ヲ編入シテ、改良工事ヲ施シテ貨ヒタイト云フ、請願デアリマス、請願委員會ニ於キマンテハ、是亦其趣意ヲ適當ト認メテ採擇スルコトニ決定致シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、日程第十六、賣藥稅法改正ノ請願

(特別報告第三十四號) 賣藥稅法改正ノ (委員長報告)

(請願)

○松浦五兵衛君 本件ハ富山縣賣藥同業組合長中田清兵衛ノ呈出デゴザイマンテ、其要旨ハ賣藥稅ハ非常ニ手續が煩雜ニシテ困ルカラ、此印紙稅ヲ全廢シテ更ニ賣上高ニ依シテ、現在印紙稅額ノ範圍ニ於テ課稅シテ貨ヒタイト云フコトデアリマシテ、請願委員會ハ其趣旨ヲ適當ト認メテ採擇スルコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第十七、樺太鯨刺網漁業否認ノ請願

(特別報告第三十五號) 樺太鯨刺網漁業 (委員長報告)

(否認) 請願

○松浦五兵衛君 本件ハ函館區米林伊三郎外六十二名ノ請願デアリマシテ、其要旨ハ樺太ニ於ケル鯨刺網漁業ト云フモノハ、殆ド鯨ノ漁業ヲ擾亂廢穢ニ歸セシムル處

ガアルカラ、此刺網漁業ニ付テハ如何ナル理由ノ下ニ出願シテ來テモ、政府ハ是ニ許可

ヲ與ヘテ吳レルナト云フ 請願デアリマス、請願委員會ニ於テハ是亦其趣意ヲ適當ト認メテ採擇スルコトニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

(第十七)

(請願)

○議長(杉田定一君) 御異議ガナイト認メマス、第十八、石卷酒田間鐵道速成ノ請願

第十八

(特別報告第三十六號) 石卷酒田間鐵道 (委員長報告)

(請願)

○松浦五兵衛君 本件ハ宮城縣武山一郎外千四百七十八名ノ呈出アリマシテ、其請願ノ要旨ハ、宮城縣石巻ヨリ小牛田ヲ經テ、山形縣船形ニ到リ、更ニ酒田ニ達スル鐵道ハ、第二十二議會ニ於テ第一期線ニ繰上グラレタト云フコトハ、誠ニ地方人民ノ喜ブトコロデアリマスガ、而モ今日其地方ノ現狀ヨリスレバ、其敷設ハ一日モ速ナラシコトヲ希望シテ居リマス、殊ニ戰後經營上東北地方ノ善後策トシテ、最モ迅ク建設ヲ希望スル次第デアリマスカラ、一日モ速ク建設ニ着手シテ貨ヒタイト云フ趣意デアリマス、請願委員會ニ於テモ種々調査ノ結果、尤モ其理由ヲ適當ト認メテ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス、日程第十九、田租免除ノ請願外一件

(特別報告第三十九號) 田租免除ノ請願 (委員長報告)

第十九

外一件

(請願)

○松浦五兵衛君 本件ハ埼玉縣平民農田部井德三郎外百九十二名ノ請願、及縣平民農高橋新備外二百三名ノ請願デアリマシテ、其要旨ハ利根川沿岸村民ノ水害ヲ被レル慘状ハ人ノ知ルトコロデアリマス、殊ニ請願人等ハ最も其極度ノ被害ヲ受ケテ納稅ノ資力モ缺乏シテ困難シテ居ル、殊ニ收穫皆無ニ歸シタル、田畠ノ地租ヲ尙免ゼラヌマウナ狀況デアルカラ、之ヲ免除シテ貨ヒタイト云フ請願ノ趣旨デアリマス、縝密ナル調査ノ結果、其願意ヲ相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ

○森肇君 質問がアリマス、政府ハ同意シマシタカ

○松浦五兵衛君 政府ハ相當ナ調査ヲ遂ゲテ、免除すべきモノハ免除シテアルカラ、是ニハ同意が出來ヌト云フコトデアリマス

○森肇君 採擇ニ異議アリマセヌ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

(第二十)

(特別報告第四十一號) 平戸區裁判所御

(請願)

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第二十、平戸區裁判所御

第二十

出張所新設ノ請願

(委員長報告)

○松浦五兵衛君 本請願ハ長崎縣ノ御厨村長大久保純外一名ノ呈出アリマシテ、デゴザイマシテ、委員會ニ於テハ審査ノ上相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第二十一、鐵道敷設ノ請願

第二十一(特別報告第四十二號)鐵道敷設ノ請 (委員長報告)

○松浦五兵衛君 本件ハ北海道平民官吏松浦源太郎外二十五名ノ請願デアリマス、其要旨ハ(分ダ)ト呼フ者アリ)北海道ノ美幌、活波、達媚、翻木禽、杵端邊、古梅ノ村落ハ誠ニ平坦ナ土地ニアテ、殊ニ鐵道ノ起工ニハ極メテ簡易デアル、然ルニ

現在ノ鐵道ノ豫定線路ハ甚ダ其工事モ困難ノミナラズ、線路モ長クナルカラドウガ、此前顯ノ各村落ノ通ヅル平易ナル道路ヲ採ルヤウニシテ貰ヒタイト云フ、請願デアリマス、是ハ政府委員ノ辯明ニ據リマスト、政府ニ於テモ此請願ノ全部ハ採擇スル譯ニハ往カヌカモ知レマセヌカ、或一部ハ採擇スペク既ニ調査ノ方針モ進シテ居ルト云フコトデアリマス、因テ請願委員會ハ之ヲ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ハナイト認メマス——日程第二十二、郵便局設置ノ請願

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第二十二、郵便局設置ノ請願

第二十二(特別報告第四十四號)郵便局設置ノ(委員長報告)

(請願)

○松浦五兵衛君 本件ハ新潟縣榮口孝ノ呈出デアリマシテ、其要旨ハ新潟縣東頸城郡菱里村ヘ郵便局ヲ設置シテ貰ヒタイト云フノ趣意デアリマス、委員會ニ於テハ調査ノ結果、是亦相當ノ理由アリト認メマシテ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第二十三、銀行設立ニ付大藏省内訓ニ依ル金額制限解除ノ請願

第二十三(特別報告第四十六號)銀行設立ニ付 (委員長報告)

(請願)

○松浦五兵衛君 本請願ハ岡山縣柴原宗助ノ呈出デ、其要旨ハ大藏省ハ明治二十五年地方官ニ對シテ金額五十万圓以下ノ銀行ハ許可シナイト云フ方針ヲ執ツテ、其方針ヲ内訓シテアル、併シ是ハ甚ダ謂ハレナキ内訓デアグテ、必シモ金額が多イタメニ堅固確實、或ハ少ナイタメニ不確實ト云フモノデハイ、且又一方法律カラニ云ヘ相当ノ資格ヲ備ヘレバ銀行ハ出來ルモノデアル、折角法律デ許サレテアルモノヲ、訓令ノ如キモノデ制限スルハ甚ダ宜シクナイ、是ハドウカ廢メテ貰ヒタイト云フ請願ノ趣意デ、委員會ハ相當ト認メテ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(杉田定一君) 御異議ハナイト認メマス——日程第二十四、鍋山村郵便局設置ノ請願

第二十四(特別報告第四十七號)鍋山村郵便局 (委員長報告)

(請願)

○松浦五兵衛君 本請願ハ島根縣石飛忠太外二十三名ノ呈出デアリマシテ、其要

旨ハ島根縣ノ飯石郡鍋山村ト云フ所ヘ郵便局ヲ設置シテ貰ヒタイト云フノデアリマス、委員會ハ是亦相當ノ理由アリト認メテ採擇ニ決シマシタ

○議長(杉田定一君) 採擇大贊成(ト呼フ)

〔恒松隆慶君「採擇大贊成(ト呼フ)」書記朗讀〕

○議長(杉田定一君) 本件採擇ニ御異議ハナイト認メマス——報告ガアリマス

一大石熊吉君ヨリ北米合衆國官船カ公海ニ於テ我獵船ヲ捕拿シ其船員ヲ拘致シタル件ニ關スル質問趣意書

○議長(杉田定一君) 〔左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲メ茲ニ掲載ス〕

一北米合衆國官船カ公海ニ於テ我獵船ヲ捕拿シ其船員ヲ拘致シタル件ニ關スル質問趣意書

右成規ニ據リ提出候也

明治四十一年三月十九日 提出者 大石 熊吉 贊成者 久保田與四郎

外三十九人

北米合衆國官船カ公海ニ於テ我獵船ヲ捕拿シ其船員ヲ拘致シタル件ニ關スル質問趣意書

事實

東京市京橋區船松町五番地大日本遠洋漁業株式會社所有海獸獵船海王丸ガ昨明治四十年七月二日太平洋北部ベーリング海ニ於テ執業中獵艇一隻ヲ漂失シタルヲ以テ之ヲ搜索ヌル當リ翌二日米國領セントボーン島一哩ノ海上ニ於テ米國稅關監視船マニンブ號ノ爲捕拿セラレタリ其理由トスル所ハ漂流シタル獵艇カ領海内ニ於テ密獵ノ嫌疑アリタルヲ以テ本船モ亦同一ノ嫌疑アリト云フニアリ而シテアラスカ「地方「ヴハルデンズ」裁判所ニ於テ審査ノ結果獵艇ノ乗員三名ヲ有罪トシ之ヲ禁錮五箇月ニ處シ本船乗組員ハ無罪シテ之ヲ放釋シタル然レトモ之カ爲メ本船ヲ拘置スルコト約七十日ノ水キニ瓦リ遂ニ其獵期ヲ失セシメテ莫大ナル損失ヲ被ラシメタルニ由リ營業主ハ我政府ニ其顛末ヲ報告シ併セテ此不當處分ニ由リタル損害賠償ヲ米國政府ニ求メラルヘク訴願セリト云フ

質問

一以上ノ事實ニ付キ我政府ハ米國官船カ海上三哩以外ニ於テ我獵船ヲ捕拿シ其船員ヲ拘致シタルヲ正當ナリト認ムルヤ否ヤ

一若シ本問題ノ事實ハ政府ニ於テ目下調査中ナリトルモ假リニ事實ノ真相ハ全ク前述ノ如クナリトセハ法理上政府ハ米國官船ノ行爲ヲ不當ナリト認ムルヤ否ヤ

一若シ不當ナリト認ムルトキハ政府ハ帝國ノ威信ヲ維持シ臣民ノ權利ト利益トヲ保護スルカ爲メ米國政府ニ對シ相當ノ要求ヲ爲スノ意思アルヤ否ヤ

○議長(杉田定一君) 委員ノ氏名ト次ノ日程ハ追テ公報ヲ以テ御通知ヲ致シマス——今日ハ是ニテ散會

午後二時四十七分散會

衆議院議事速記録第十三號正誤

二三五 下 段 行 誤

灌溉排水

正